

# オープンイノベーション促進税制（M&A型）の概要

- 国内の対象法人等が、スタートアップ企業のM&A（議決権の過半数の取得）を行った場合、取得した発行済株式の取得価額の25%を課税所得から控除できる制度。

※令和5年4月1日以降のM&A（株式取得）が対象



**出資法人：事業会社**  
(国内事業会社又はその国内CVC)

**M&A：所得控除25%**  
(発行済株式が対象)



**出資先：スタートアップ**  
(設立10年未満の国内非上場企業)  
売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合  
設立15年未満の企業も対象。海外企業は対象外。

資金などの経営資源  
革新的な技術・ビジネスモデル

## 所得控除上限額

- 1件当たり50億円（取得額換算200億円）
- 対象法人1社・1年度当たり125億円以下（取得額換算500億円）（※1）

## 出資行為の要件

- 1件当たりの出資金額下限：5億円
- 議決権の過半数の取得が対象
- 純投資は対象外
- 取得株式の5年以上の保有を予定していること

**成長投資**  
(研究開発、設備投資)

**5年以内に  
成長投資・事業成長の要件  
を満たさなかった場合等は、  
所得控除分を一括取り戻し**

※成長要件の詳細は次頁

**事業成長**  
(売上高)

※1：オープンイノベーション促進税制（新規出資型）と合算。

## (参考) 成長要件の全体像

- M&A後、5年以内にスタートアップが成長投資・事業成長の要件を達成することを条件とする。要件は、スタートアップの成長段階に応じ①売上高成長、②成長投資、③研究開発特化の3類型。

類型	対象となるスタートアップ (M&A時点の要件)	5年以内に満たすべき要件	
		成長投資	事業成長
① 売上高 成長類型	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>売上高</u> ≥ 33億円</li> <li>● <u>売上高成長率</u> ≥ 1.7倍</li> </ul>
② 成長投資 類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>売上高</u> ≤ 10億円</li> <li>● <u>売上高に対する研究開発費+設備投資(減価償却費)の比率</u> ≥ 5%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>研究開発費</u> ≥ 4.6億円 <u>研究開発費成長率</u> ≥ 1.9倍</li> </ul> 又は <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>設備投資</u> (減価償却費) ≥ 0.7億円 <u>設備投資</u> (減価償却費) <u>成長率</u> ≥ 3.0倍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>売上高</u> ≥ 1.5億円</li> <li>● <u>売上高成長率</u> ≥ 1.1倍</li> </ul>
③ 研究開発特 化類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>売上高</u> ≤ 4.2億円</li> <li>● <u>売上高に対する研究開発費の比率</u> ≥ 10%</li> <li>● <u>営業利益</u> &lt; 0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>研究開発費</u> ≥ 6.5億円</li> <li>● <u>研究開発費成長率</u> ≥ 2.4倍</li> <li>● <u>研究開発費増加額</u> ≥ 株式取得価格の15%</li> </ul>	—